

国立大学法人電気通信大学における産学連携成果物の名称等使用 許可に関する取扱要項

制定 令和8年6月25日要項第2号
最終改正 令和8年9月29日要項第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における産学連携活動に伴う研究成果物への本学の名称等（本学の名称、英語名、校章、ロゴマークその他本学を表示するものをいう。以下同じ。）の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要項の運用に関し必要な事項は、「電気通信大学における産学連携成果物に係る大学名称等表示に関するガイドライン」による。

(名称等の表示の対象)

第2条 本要項において対象とする名称等の表示は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学が、単独若しくは民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）と共同で創出した知的財産権又は知的財産権を受ける権利に基づき、当該民間機関等が提供する製品若しくはサービス等及びこれを普及することを目的とするパンフレット、ホームページその他各種媒体における表示
- (2) 本学と民間機関等との共同研究の成果に基づく製品又はサービス等及びこれを普及することを目的とするパンフレット、ホームページその他各種媒体における表示
- (3) 本学が、単独若しくは民間機関等と共同で創出した知的財産権又は知的財産権を受ける権利に基づき創業された民間機関等の商号、製品若しくはサービス等における表示
- (4) 本学の職員が、受託研究又は共同研究等により測定したデータ等の公表に伴う表示。
ただし、査読付き論文誌等において第三者による検証を経てその内容の妥当性が客観的に確認されて公表されているデータを引用する場合は、原則としてこの限りでない。
- (5) 本学の職員の研究及び技術上の専門的知識に基づき行う評価に係る表示
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産学連携活動に関連して本学との関係性を示す表示であって、前各号に準ずるもの

(名称等使用機関の範囲)

第3条 名称等の使用許可は、前条各号に掲げる表示について、次の各号のいずれかに該当する民間機関等に対して行うことができる。

- (1) 本学と共同研究契約、受託研究契約その他これらに類する契約関係を有し、又は有していた民間機関等
- (2) 本学の特許その他の知的財産権の実施又は利用に関する契約を締結している民間機関等
- (3) 本学が技術指導、監修、コンサルティングその他の指導助言に関する契約を締結している民間機関等
- (4) 本学の知的財産権等をもとに創業された民間機関等

(許可基準)

第4条 名称等の使用許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 当該名称等の使用が、本学の社会貢献又は産学連携活動の推進に寄与するものであること。
- (2) 申請を行う民間機関等及び関係者が社会的信用を有するものであること。
- (3) 当該名称等の使用が、誤認を生じさせるおそれのある表示又は誇大な表現を含まないものであって、本学の信用又は社会的地位を損なうおそれがないこと。
- (4) 当該名称等の使用が、法令若しくは公序良俗に反するもの又は宗教活動若しくは政治活動の一環として行われるものではないこと。
- (5) 当該名称等の使用に関し生じた損害等について、本学が一切の賠償責任を負わないことに同意していること。

(申請)

第5条 名称等の使用許可を受けようとする民間機関等の代表者(以下「申請者」という。)は、申請書(別記第1号様式)、同意書(別記第2号様式)及び本学の名称等の表示状況が確認できる完成見本例を、当該名称等の使用開始予定日の1か月前までに学長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 学長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、名称等の使用の許可又は不許可を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 学長は、前条の規定により名称等の使用の許可又は不許可を決定したときは、申請者に対し、通知書(別記第3号様式又は別記第4号様式)をもって通知するものとする。

(許可条件)

第8条 学長は、第6条の規定により名称等の使用を許可するときは、申請者に次の各号に掲げる条件を付すものとし、必要があると認めるときは、その他必要な条件を付することができる。

- (1) 名称等は、「国立大学法人電気通信大学」、「電気通信大学」又は「The University of Electro-Communications (UEC)」とすること。
- (2) 申請内容に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (3) 名称等の使用の終了後は、速やかにその結果について報告書(別記第5号様式)を提出すること。
- (4) 名称等の使用に関し生じる費用について、本学は原則として負担しないこと。
- (5) 名称等の使用に関し生じた損害について、本学は賠償責任を負わないこと。

(遵守事項)

第9条 名称等の使用許可を受けた者は、本要項の規定、許可に付された条件及び同意書において同意した事項を遵守しなければならない。

(許可の制限)

第10条 学長は、第5条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに

該当すると認めるときは、名称等の使用を許可しないものとする。

- (1) 本学の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 製品等の包装又は広告等において、科学的知見の表示が適切でないと認められるとき。
- (3) 政治、宗教又は思想等の活動に使用されると認められるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用すると認められるとき。
- (6) その他学長が名称等の使用を不適切と認めるとき。

（許可の取消及び措置）

第11条 学長は、第6条の規定により名称等の使用を許可した後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、学長は、その使用の停止及び使用者の責任による当該製品等の回収その他必要な措置を求めることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他この要項の規定に違反したとき。

（許可を受けていない者に対する措置）

第12条 学長は、第6条に規定する名称等の使用の許可を受けることなく本学の名称等を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び使用者の責任による当該製品等の回収その他必要な措置を求めることができる。

2 学長は、前項の措置を求めるときは、当該者に対し、文書により通知するものとする。

（事務）

第13条 名称等使用許可に関する事務は、学術国際部研究推進課において処理する。

（雑則）

第14条 校章及びロゴマークの使用については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要項は、令和8年6月25日から施行する。
- 2 この要項の施行前に名称等の使用の許可を受けている民間機関等については、この要項により許可を受けたものとみなす。

附 則 （令和8年9月29日要項第3号）

この要項は、令和8年9月29日から施行する。

名称等使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

申請者（団体・法人にあつては代表者職記名押印）

氏名

住所

電話番号

下記のとおり、電気通信大学の名称等の使用許可を願います。なお、許可された名称等使用に際し、「国立大学法人電気通信大学における産学連携成果物の名称等使用許可に関する取扱要項」及び「電気通信大学における産学連携成果物に係る大学名称等表示に関するガイドライン」に従います。

記

名称等使用対象	
目的・内容等	
使用方法及び期間 （具体的に）	
学内責任者	所属・職名 氏名
その他	

要項第 5 条に規定する書類を添付すること。

名称等使用許可同意書

年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

弊社は、〇〇〇〇（製品名）及びその広告宣伝媒体等に、貴学の名称等を表示するにあたり、「国立大学法人電気通信大学における産学連携成果物の名称等使用許可に関する取扱要項」及び「電気通信大学における産学連携成果物に係る大学名称等表示に関するガイドライン」に従い、以下の事項を遵守することに同意します。

1. 表示内容に関する事項

- (1) 貴学の信用及び品位を損なわないよう、配慮します。
- (2) 貴学の研究により得られた科学的知見を表示する際は、消費者等に誇大又は誤った情報が伝わらないよう、当該知見を誇張、矮小、曲解、ねつ造、改ざんその他の不適正な表現は用いません。
- (3) 貴学が特定の製品又はサービスの品質、性能又は効能を保証し、推薦又は推奨していると誤認される表現は用いません。
- (4) 法令及び公序良俗に反するもの、又は特定の政治、宗教、思想等の活動のために使用しません。
- (5) その他貴学から表示の是正勧告等を受けた場合には、速やかにこれに従います。

2. 手続き及び運用に関する事項

- (6) 使用に際しては、「名称等使用許可申請書」及び完成見本例（図面含む）を事前に貴学に提出し、許可を受けた内容でのみ使用します。
- (7) 貴学から許可を受けた権利を、第三者へ譲渡又は転貸しません。

3. 免責事項

- (9) 製品の瑕疵又は当該表示の使用により生じた損害等について、貴学が一切の賠償責任を負わないことに同意します。
- (10) 貴学で取得した試験結果を関係会社等の提携先（以下「提携先」という。）に使用させる場合には、本同意書に定める義務と同等の義務を当該提携先に課すものとします。また、弊社は、当該提携先による表示内容について、事前に名称等の表示状況が確認できる完成見本例及び提携先が貴学宛てに作成した誓約書を取りまとめ、弊社の責任において貴学に提出するものとします。なお、これらの使用については、弊社が一切の責任を負います。

年 月 日

住 所：

会 社 名：

代表者名：

印

名称等使用許可通知書

電大研第 号
年 月 日

殿

国立大学法人電気通信大学長 印

年 月 日付けで申請のありました名称等の使用について、下記のとおり許可いたします。

なお、使用に関しては、「国立大学法人電気通信大学における産学連携成果物の名称等使用許可に関する取扱要項」及び「電気通信大学における産学連携成果物に係る大学名称等表示に関するガイドライン」に従い、適切に使用してください。

記

名称等使用対象	
使用方法及び期間	
附帯事項	

名称等使用不許可通知書

電大研第 号
年 月 日

殿

国立大学法人電気通信大学長 印

年 月 日付けで申請のありました名称等の使用について、下記のとおり不許可としましたので、通知します。

記

名 称 等 使 用 対 象	
理 由	
備 考	

別記第 5 号様式（第 8 条関係）

名称等使用報告書

年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

申請者（団体・法人にあっては代表者職記名押印）
氏名
住所
電話番号

年 月 日付け電大研第 号により電気通信大学の名称等の使用許可
を受けた表示について、下記のとおり使用を終了しましたので、報告します。

記

名称等使用対象	
使 用 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
備 考	